三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県坂井市丸岡町上竹田七三字榿木谷一の一、七四字方谷一、二の一、二の三、三の一、三の二、四の一、四の三、五の一から五の四まで、六の一、六の二、七の一、七の三から七の五まで、八の一、八の三、九の一から九の三まで、一〇、一一の一から一一の三まで、一二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県坂井市丸岡町大字所属未定五字推木山一の一、一一字推木尾一の一、一の二、一二字原山一の一、一七字三本松一、一八字花ノ尾一の一、一の二、一九字ネブテ一の一から一の三まで、二〇字笹尾一の一、一の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県坂井市丸岡町山口一字柴山一四の一、一五、丸岡町上竹田一四字荒谷一　七、八の一、八の四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県坂井市丸岡町大字未定長畝外参ケ共有一七字栂ケ谷一、一九字西間谷一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県敦賀市杉津七九号大毛谷一の五から一の八まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県三方上中郡若狭町南前川七一号轆轤谷一の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県三方上中郡若狭町佐古三七号部六　一五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）